明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務・厚生労働**二）　二

○港湾法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**八一）　三

〔告　示〕

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（**内閣府**一〇二）　三

○活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（**同**一〇三）　七

○活動火山対策特別措置法第三条第一項の規定に基づき、火山災害警戒地域を指定した件の一部を改正する件（**同**一〇四）　九

○学校教育法施行規則第百五十条第四号に規定する大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件（**文部科学**九九）　一〇

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（**同**一〇〇）　一〇

○租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する件（**同**一〇一）　一一

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一四九八）　一三

○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**一四九九）　一五

○肥料の登録が失効した件（**同**一五〇〇）　一五

○平成十六年農林水産省告示第二千十九号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三のロの規定に基づき、同ロの農林水産大臣の指定する検査施設を定める件）の一部を改正する件（**同**一五〇一）　一六

○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（**同**一五〇二）　一六

○国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示（**国土交通**一〇五八）　一七

○国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示（**同**一〇五九）　一八

○国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準の一部を改正する件（**同**一〇六〇）　一九

○運輸審議会件名表に登載された件（**同**一〇六一）　一九

○防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則の一部を改正する件（**防衛**一八七）　二〇

〔官庁報告〕

国家試験

保健師国家試験の施行（厚生労働省）　二二

助産師国家試験の施行（同）　二三

看護師国家試験の施行（同）　二五

令和六年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　二七

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　二七

特殊法人等

令和五年度外務省共済組合の決算に関する公告、沖縄振興開発金融公庫第五十二事業年度財務諸表、日本放送協会落札関係　二八

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、押収物還付関係　二三

会社その他　二四

会社決算公告　二六

省　令

○法務省厚生労働省令第二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月一日

法務大臣　小泉　龍司
厚生労働大臣　武見　敬三

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 一～三　（略） 四　食品製造関係（八職種十六作業）	**別表第一** 一～三　（略） 四　食品製造関係（八職種十五作業）
職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業	技能評価試験	公益社団法人全国食肉学校
	牛豚精肉商品製造作業		
（略）			
五～七　（略）			
別表第二 一～三　（略） 四　食品製造関係（十一職種十九作業）	**別表第二** 一～三　（略） 四　食品製造関係（十一職種十八作業）
職種	作業
（略）	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
	牛豚精肉商品製造作業
（略）	
五～八　（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条第十項及び第六十条の三の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（埠頭群の貸付契約の内容） **第十七条の九**　法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。 一　港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設を第三者に転貸しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならないものとすること。 二　港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設に係る賃借権を第三者に譲渡してはならないものとすること。 三　港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならないものとすること。 四　異常な滞船の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を港湾運営会社以外の者の利用に供すべきこと又は特定の船舶の利用に供してはならないことを港湾運営会社に指示したときは、港湾運営会社はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとすること。	（埠頭群の貸付契約の内容） **第十七条の九**　法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。 一　港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設を第三者に長期間転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないものとすること。 （新設） 二　港湾運営会社は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならないものとすること。 三　異常な滞船の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を港湾運営会社以外の者の利用に供すべきこと又は特定の船舶の利用に供してはならないことを港湾運営会社に指示したときは、港湾運営会社はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとすること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に貸付契約が締結された場合におけるその契約の内容については、この省令による改正後の港湾法施行規則第十七条の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。